

改訂パラメータシートの使用にあたって

本パラメータシートは、令和6年7月8日公布の「輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令の一部を改正する省令」及び運用通達、役務通達等の改正に基づき、令和6年2月版(以下旧版)を改訂したものです。

施行日は、令和6年9月8日です。

上記改正に伴う旧版からの主な改訂は、以下の通りです。

- ①該当となる「量子計算機又はその電子組立品若しくは部分品」の新設
【貨物等省令第7条第六号イ、ロ、ハ】
イ:量子計算機(一)～(ハ)(「物理量子ビット」の数と「C-NOTエラー」の組み合わせ)
ロ:「量子計算機」の為に特に設計した量子ビットデバイス又は量子ビット回路
ハ:「量子計算機」の為に特に設計した量子制御部品又は量子測定デバイス
- ②「量子計算機」の為に特に設計した「電子組立品若しくは部分品」の設計・製造に必要な技術、設計・製造の為にプログラムまたはそのプログラムの設計・製造・使用に必要な技術の新設
【貨物等省令第20条第1項第三号、第四号】
第三号:第7条第六号ロとハの設計、製造に必要な技術(プログラムを除く。)
第四号:第7条第六号ロとハを設計、製造するために設計したプログラム又はそのプログラムの設計、製造、使用に必要な技術(プログラムを除く。)
- ③部分品の記述について適正化(「電子組立品」若しくは部分品等)
【貨物等省令第7条、20条】
(WA原文により忠実に訳したものの。“electronic assemblies”を「電子組立品」に改められたことに伴う見直し。)

また、本パラメータシートの分かり易さ及び利便性向上を目的に、改訂を行いました。

以上

目 次

1. パラメータシートの作成について

- 1.1 パラメータシート記入要領
- 1.2 パラメータシートの構成（電子計算機）
- 1.3 パラメータシート様式選択ガイド
 - (a) 貨物(電子計算機等)
 - (b) 技術(電子計算機に係る技術)
- 1.4 判定手順
 - (a) 貨物(電子計算機等)
 - (b) 技術(電子計算機に係る技術)

2. パラメータシート

2.1 パラメータシート(カバーシート)

- (a) 貨物
 - ・ 輸出令別表第1の4の項及び8の項「電子計算機等」
[様式: 該貨コー0](#)
- (b) 技術
 - ・ 外為令別表の4の項及び8の項「電子計算機に係る技術」
[様式: 該役コー0](#)

2.2 パラメータシート（電子計算機）

- (a) 貨物
 - ・ 輸出令別表第1の8の項「電子計算機等」
別紙:「電子計算機等の耐温度設計及び耐放射線設計」
「他の装置に内蔵されたデジタル電子計算機等」
[様式: 該貨コー8\(1\)](#)
[様式: 該貨コー8\(1\)\(別紙一号\)](#)
[様式: 該貨コー8\(1\)\(別紙三号\)](#)
 - [量子計算機等]
[様式: 該貨コー8\(2\)](#)
- (b) 技術
 - ・ 外為令別表の8の項(1)
「該当電子計算機等に係る技術」
別紙:「侵入プログラム関連貨物に係る技術」
[様式: 該役コー8\(1\)](#)
[様式: 該役コー8\(1\)\(別紙\)](#)
 - ・ 外為令別表の8の項(2)
「非該当電子計算機等に係る技術」
別紙:「侵入プログラムに係る技術」
[様式: 該役コー8\(2\)](#)
[様式: 該役コー8\(2\)\(別紙\)](#)

2.3 パラメータシート（ロケット用の電子計算機）

- (a) 貨物
 - ・ 輸出令別表第1の4の項(22)
「ロケット搭載用の電子計算機」
[様式: 該貨コー4\(1\)](#)
 - ・ 輸出令別表第1の4の項(24の2)
「ロケット設計用の電子計算機」
[様式: 該貨コー4\(2\)](#)
- (b) 技術
 - ・ 外為令別表の4の項(1)及び(3)
「ロケット搭載用等の電子計算機に係る技術」
[様式: 該役コー4](#)

2.4 パラメータシート（医療用の電子計算機）

- (a) 貨物
 - ・ 輸出令別表第1の8の項（5の項～15の項共通）
「医療用に設計された装置、医療用に設計された装置に組み込まれたもの」
[様式: 0-01貨](#)
- (b) 技術
 - ・ 外為令別表の8の項（5の項～15の項共通）
「医療用に設計された装置に組み込まれたプログラム」
[様式: 0-01ブ](#)

付録

- i 加重最高性能(APP)算出シート
- ii 「主要な要素」算出シート
 - ・ 販売価額版
 - ・ 総材料費版
- iii 運用通達における輸出令別表第1の8の項の解釈
- iv 役務通達における外為令別表の8の項の解釈

1. パラメータシートの作成について

1.1 パラメータシート記入要領

- (1) カバーシートの該当判定をするパラメータシート様式にチェック(口内にレ 又は×を記す)し、カバーシートとチェックしたパラメータシート様式をセットにして作成すること。

※「法令改正の影響」欄の「20yy.mm.dd版」について(以下の最新法令とは、令和6年9月8日施行の政省令等を示す。):

○印は、「20yy.mm.dd版」での判定結果が、最新法令に基づく判定結果と同じことを示す。

×印は、「20yy.mm.dd版」での判定結果が、最新法令に基づく判定結果と異なる可能性があることを示す。

ー印は、「20yy.mm.dd版」での対象の判定シートが存在しないことを示す。

- (2) 各様式に記載された各質問事項について貨物又は技術の実状を記載(口内にレ 又は×を記す)する。
- (3) 回答欄及び備考欄の()内には数値等を記入する(数値は設計値又はカタログ、仕様書等の数値を記載する。個々の実測値ではない。)。ただし、関連する機能がないかあるいは計算するまでもなく規制値に達しないと判断できる場合は記入不要。
- (4) 備考欄には、別紙の技術資料等の対応する個所の参考番号を記入する。また、判定条件等がある場合には記入すること。
- (5) 判定しにくい場合又は条件付き等の場合は、備考欄にそのことを注記すること。
- (6) 印は、回答がまだその項の回答とはならず、続けて次の項の質問に進むことを意味する。

1.2 パラメータシートの構成(電子計算機及び量子計算機)

(1)カバーシート

電子計算機及び量子計算機に関連する判定対象項番と、対応するパラメータシート様式の一覧を示すもの。

対 象	目 的	カバ ー シ ー ト 様 式	法令改正の影響	
			2022.12.6版 (※)	2024.2.1版 (※)
1) 電子計算機等 及び量子計算 機等	輸出令別表第1の4の項(22)、4の項(24 の2)、8の項又は9の項のいずれの規制 対象となるのかを自主判定する。	該貨コー0	×	×
2) 電子計算機等 及び量子計算 機等に係る技術	外為令別表の4の項(1)、4の項(3)、8の 項及び9の項のいずれの規制対象とな るのかを自主判定する。	該役コー0	×	×

(2)パラメータシート

対 象 貨 物 / 技 術	貨物等省令条号	パラメ ー タ シ ー ト 様 式	法令改正の影響	
			2022.12.6版 (※)	2024.2.1版 (※)
1) 《輸出令別表第1の8の項》 [電子計算機等] 電子計算機若しくは附属装置又はこ れらの電子組立品若しくは部分品(4 の項の中欄に掲げるものを除く。)	第7条第一号、 第三号、第四号 及び第五号	該貨コー8(1)	×	×
2) 《輸出令別表第1の8の項》 [量子計算機等] (量子計算機又は電子組立品若しく は部分品)	第7条第六号	該貨コー8(2)	—	—
3) 《輸出令別表第1の8の項》 電子計算機等の耐温度設計及び耐 放射線設計	第7条第一号の 関連部分	該貨コー8(1) (別紙一号)	×	×
4) 《輸出令別表第1の8の項》 他の装置に内蔵されたデジタル電子 計算機等	第7条第三号の 関連部分	該貨コー8(1) (別紙三号)	×	×

対象貨物/技術	貨物等省令条号	パラメータ シート 様式	法令改正の影響	
			2022.12.6版 (※)	2024.2.1版 (※)
5) 《外為令別表の8の項(1)》 該当電子計算機等及び量子計算機 等に係る技術	第20条第1項 第一号～第四号	該役コ-8(1)	×	×
6) 《外為令別表の8の項(1)》 侵入プログラム関連貨物に係る技術	第20条第1項 第一号～第二号	該役コ-8(1) (別紙)	×	×
7) 《外為令別表の8の項(2)》 非該当電子計算機等に係る技術	第20条第2項 第一号～第七号	該役コ-8(2)	×	×
8) 《外為令別表の8の項(2)》 侵入プログラムに係る技術	第20条第2項 第六号～第七号	該役コ-8(2) (別紙)	×	×
9) 《輸出令別表第1の4の項(22)》 ロケット搭載用の電子計算機	第3条第二十三号	該貨コ-4(1)	○	○
10) 《輸出令別表第1の4の項 (24の2)》 ロケット設計用の電子計算機	第3条 第二十五号の二	該貨コ-4(2)	○	○
11) 《外為令別表の4の項(1)、(3)》 ロケット搭載用等の電子計算機に係 る技術	第16条第1項 第六号、 第16条第3項 第一号～第三号	該役コ-4	○	○
12) 《輸出令別表第1の8の項 (5の項～15の項共通)》 医療用に設計された装置、または医 療用に設計された装置に組み込まれ たもの	第7条	0-01貨	○	○
13) 《外為令別表の8の項 (5の項～15の項共通)》 医療用に設計された装置に組み込ま れたプログラム	第20条	0-01プ	○	○

※ 「法令改正の影響」欄の「20yy.mm.dd版」について(以下の最新法令とは、令和6年9月8日施行の政省令等を示す。)

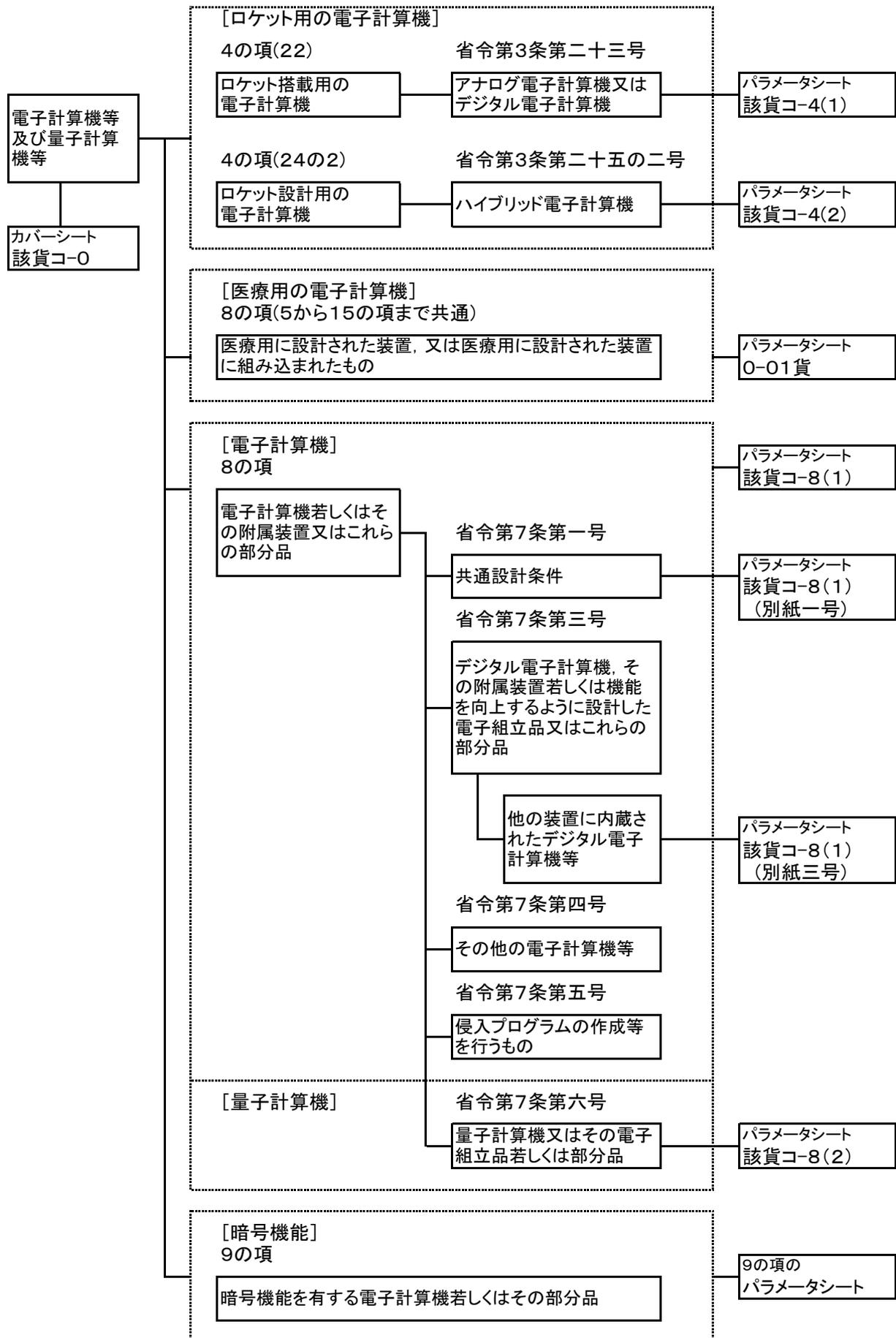
○印は、「20yy.mm.dd版」での判定結果が、最新法令に基づく判定結果と同じことを示す。

×印は、「20yy.mm.dd版」での判定結果が、最新法令に基づく判定結果と異なる可能性があることを示す。

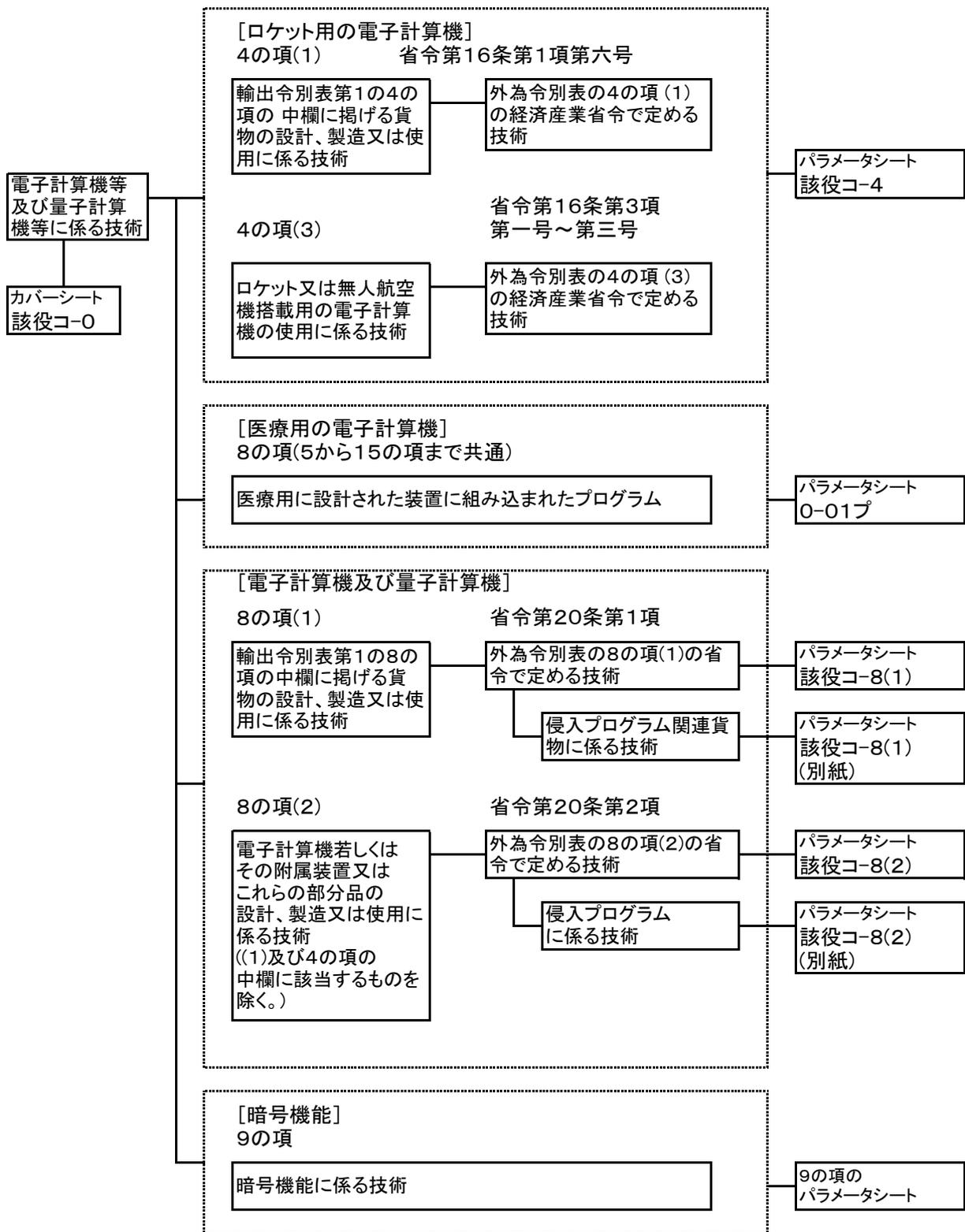
－印は、「20yy.mm.dd版」での対象の判定シートが存在しないことを示す。

1.3 パラメータシート様式選択ガイド

(a)貨物(電子計算機等及び量子計算機等):輸出令別表第1関連



(b)技術(電子計算機等及び量子計算機等に係る技術):外為令別表関連



1.4 判定手順

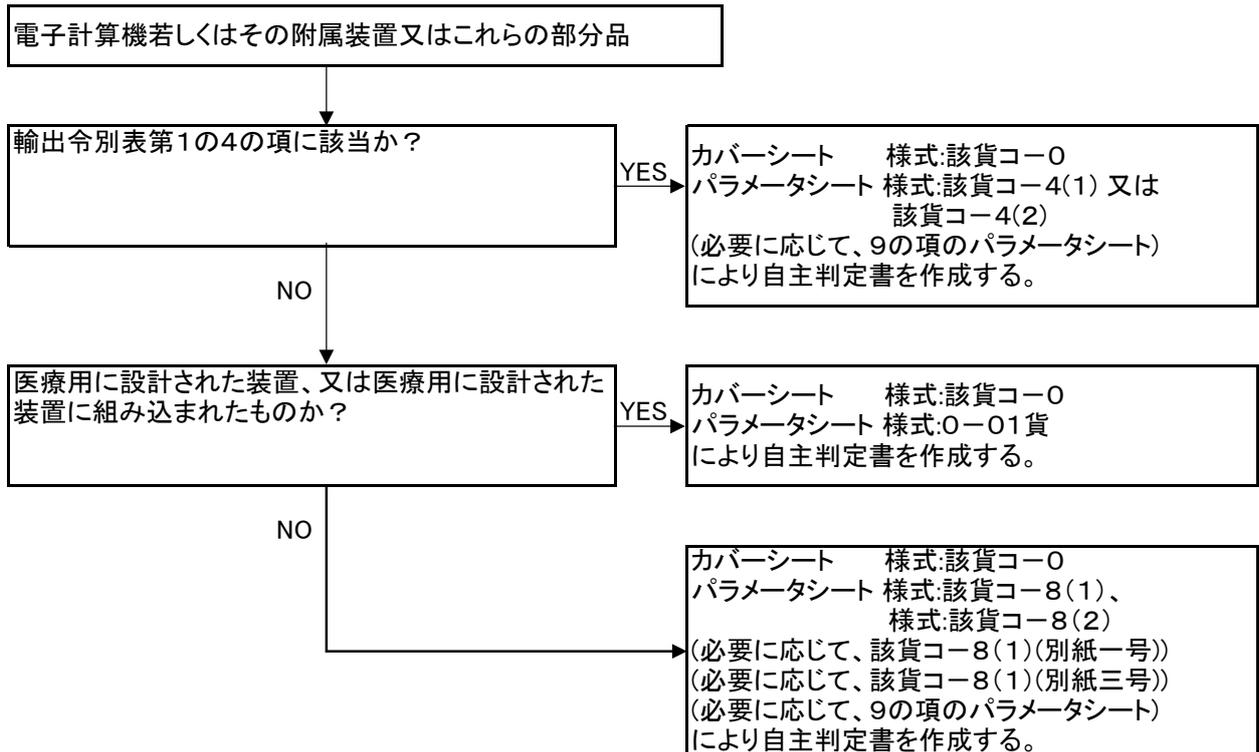
(a)貨物（電子計算機等及び量子計算機等）

最初に、ロケット用の電子計算機かどうかを輸出令別表第1の4の項のパラメータシート(様式:該貨コー4(1)又は該貨コー4(2))で判定し、これに該当であれば、カバーシート(様式:該貨コー0)とセットにして自主判定書を作成する。尚、暗号機能を有する場合は9の項のパラメータシートで判定し、自主判定書に含めるものとする。

輸出令別表第1の4の項に非該当であって、判定対象が医療用に設計された装置、又は医療用に設計された装置に組み込まれたものの場合、パラメータシート(様式:0-01貨)で判定する。これに該当であれば、カバーシート(様式:該貨コー0)とセットにして自主判定書を作成する。

前記以外の場合は、輸出令別表第1の8の項のパラメータシート(様式:該貨コー8(1)、様式:該貨コー8(2))(必要に応じて、様式:該貨コー8(1))(別紙一号)及び該貨コー8(1)(別紙三号)も使用))で判定し、カバーシート(様式:該貨コー0)とセットにして自主判定書を作成する。尚、暗号機能を有する場合は9の項のパラメータシートで判定し、自主判定書に含めるものとする。

以上をフローチャートにして示すと、以下のようになる。



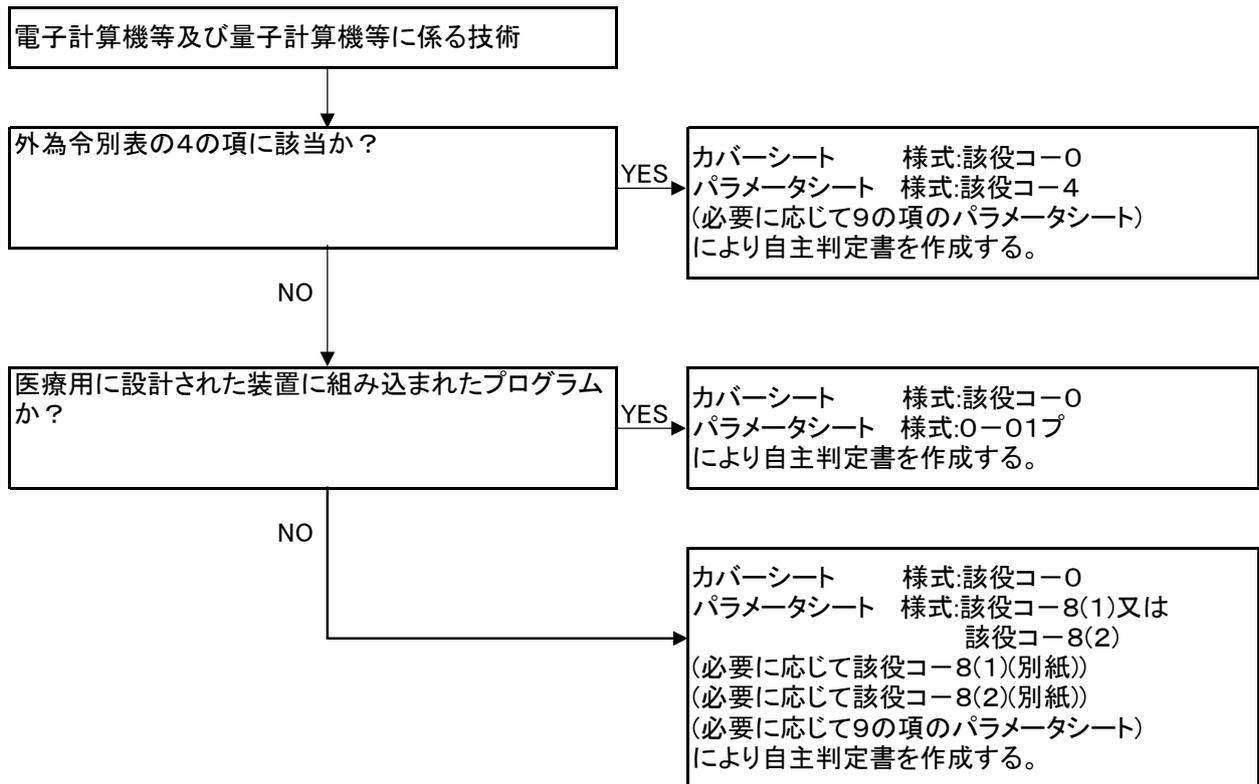
(b)技術(電子計算機等及び量子計算機等に係る技術)

最初に、外為令別表の4の項のパラメータシート(様式:該役コー4)で判定し、これに該当であれば、カバーシート(様式:該役コー0)とセットにして自主判定書を作成する。尚、暗号機能を有する場合は9の項のパラメータシートで判定し、自主判定書に含めるものとする。

医療用に設計された装置に組み込まれたプログラムの場合、パラメータシート(様式:0-01プ)で判定する。これに該当であれば、カバーシート(様式:該役コー0)とセットにして自主判定書を作成する。

前記以外の場合は、外為令別表の8の項(1)又は8の項(2)のパラメータシート(様式:該役コー8(1)又は該役コー8(2)(必要に応じて、様式:該役コー8(1)(別紙)及び該役コー8(2)(別紙)も使用))で判定し、カバーシート(様式:該役コー0)とセットにして自主判定書を作成する。尚、暗号機能を有する場合は9の項のパラメータシートで判定し、自主判定書に含めるものとする。

以上をフローチャートにして示すと、以下のようになる。



輸出令の該非判定用パラメータシート(カバーシート)

輸出令別表第1の4の項(22)、4の項(24の2)及び8の項

[電子計算機等](電子計算機若しくは附属装置又はこれらの電子組立品若しくは部分品)

[量子計算機等](量子計算機又はその電子組立品若しくは部分品)

貨物名: _____

メーカー名: _____

型及び等級: _____

パラメータシート
(コンピュータ・貨物)
様式: 該貨コー0

(1/1)

CISTEC 2024.09.08
(令和6年9月8日施行省令等対応)

判定項番	パラメータシート様式
《判定項番の選定と指定パラメータシート様式》 標題の貨物の判定対象項番は、対応するパラメータシート様式の□にレ又は×を記したものです。	
1. 《輸出令別表第1の4の項(22)》 貨物等省令(以下省令という。)第3条第二十三号に掲げるアナログ電子計算機又はデジタル電子計算機。	<input type="checkbox"/> 該貨コー4(1)
2. 《輸出令別表第1の4の項(24の2)》 省令第3条第二十五号の二に掲げるハイブリッド電子計算機。	<input type="checkbox"/> 該貨コー4(2)
3. 《輸出令別表第1の8の項(5の項～15の項共通)》 医療用に設計された装置、または医療用に設計された装置に組み込まれたもの。	<input type="checkbox"/> 0-01貨
4. 《輸出令別表第1の8の項》 [電子計算機等] 省令第7条第一号から第五号に掲げる電子計算機若しくはその附属装置又はこれらの電子組立品若しくは部分品。 (輸出令別表第1の4の項(22)(省令第3条第二十三号)及び4の項(24の2)(省令第3条第二十五号の二)の中欄に掲げるものを除く。)	<input type="checkbox"/> 該貨コー8(1)
5. [量子計算機等] 省令第7条第六号に掲げる量子計算機又はその電子組立品若しくは部分品	<input type="checkbox"/> 該貨コー8(2)
6. 《輸出令別表第1の9の項》 暗号機能を有する電子計算機等若しくはその部分品	<input type="checkbox"/> 9の項のパラメータシート

判定結果	<input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 該当	輸出令別表第1 貨物等省令
------	---	------------------

作成責任者: (作成年月日 年 月 日)

会社名

所属・役職

(フリガナ)

氏名

電話

検討の結果、以上相違ありません。

印

外為令の該非判定用パラメータシート(カバーシート)

外為令別表の4の項(1)、4の項(3)及び8の項

[電子計算機等及び量子計算機等に係る技術]

提供技術名 : _____

メーカー名 : _____

型及び等級 : _____

パラメータシート
(コンピュータ・技術)
様式: 該役コ-0

(1/1)

CISTEC 2024.09.08
(令和6年9月8日施行省令等対応)

判 定 項 番	パラメータシート様式
《判定項番の選定と指定パラメータシート様式》 標題の技術の判定対象項番は、対応するパラメータシート様式の□にレ又は×を記したものです。	
《外為令別表の4の項(1)、(3)》 1. 省令第16条第1項第六号、第3項第一号～第三号に掲げる技術	<input type="checkbox"/> 該役コ-4
《外為令別表の8の項(5の項～15の項共通)》 2. 医療用に設計された装置に組み込まれたプログラム	<input type="checkbox"/> 0-01プ
《外為令別表の8の項(1)》 3. 省令第20条第1項に掲げる技術	<input type="checkbox"/> 該役コ-8(1)
《外為令別表の8の項(2)》 4. 省令第20条第2項に掲げる技術	<input type="checkbox"/> 該役コ-8(2)
《外為令別表の9の項》 5. 暗号機能に係る技術	<input type="checkbox"/> 9の項のパラメータシート

判定結果	<input type="checkbox"/> 非該当	外為令別表 貨物等省令
	<input type="checkbox"/> 該 当	

作成責任者 : (作成年月日 年 月 日)

会 社 名

所 属 ・ 役 職

(フリガナ)

氏 名

電 話

検討の結果、以上相違ありません。

印

輸出令の該非判定用パラメータシート

輸出令別表第1の8の項(省令第7条第一号から第五号)

[電子計算機等](電子計算機若しくは附属装置又はこれらの電子組立品若しくは部分品)

貨物名: _____

パラメータシート
(コンピュータ・貨物)
様式: 該貨コ-8(1)

(1/2)

メーカー名: _____

型及び等級: _____

CISTEC 2024.09.08
(令和6年9月8日施行省令等対応)

質問事項	回	答	備考
<p>電子計算機、附属装置、電子組立品若しくは部分品のいずれに当たるかを備考欄に記入すること。</p> <p>一 低温若しくは高温で使用できる、又は、放射線の影響を防止するように設計された電子計算機若しくはその附属装置、又はこれらの電子組立品若しくは部分品:</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p>(注意) 電子組立品若しくは部分品については、電子組立品若しくは部分品で判定せず、それが使用された状態又は組み込まれた状態での電子計算機の仕様について、以下のイ及びロに回答し、判定する。</p></div> <p>※「様式: 該貨コ-8(1)(別紙一号)」を用いて判定を行い、その判定欄の内容を右の回答欄へ転記すること。回答が「いいえ」の場合は上記様式の添付不要。</p> <p>第一号イ(耐温度設計)に該当するか?</p> <p>第一号ロ(耐放射線設計)に該当するか? ※「告示で定める貨物」(下記「注」参照)</p> <p>三 デジタル電子計算機、その附属装置若しくはデジタル電子計算機の機能を向上するように設計した電子組立品:</p> <p>他の装置に内蔵された貨物であって、ちから又までのいずれかに該当するもの及びこれらの部分品か? ※「様式: 該貨コ-8(1)(別紙三号)」を用いて判定を行い、その判定欄の内容を右の回答欄へ転記すること。回答が「いいえ」の場合は上記様式の添付不要。</p> <p>ロ デジタル電子計算機であって、加重最高性能が70実効テラ演算を超えるものか?</p> <p>ハ デジタル電子計算機の機能を向上するように設計した電子組立品であって、計算要素を集合させることにより、加重最高性能が70実効テラ演算を超えるものか? (最大性能が70実効テラ演算を超えないデジタル電子計算機又はそのファミリーの計算機用に特別に設計されたものを除く。)</p>	<p><input type="checkbox"/> いいえ</p> <p><input type="checkbox"/> いいえ</p> <p><input type="checkbox"/> はい</p> <p><input type="checkbox"/> はい</p> <p><input type="checkbox"/> はい</p> <p><input type="checkbox"/> いいえ</p> <p><input type="checkbox"/> いいえ</p> <p><input type="checkbox"/> はい</p> <p><input type="checkbox"/> はい</p>	<p><input type="checkbox"/> はい</p> <p><input type="checkbox"/> はい</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> いいえ</p> <p><input type="checkbox"/> はい</p> <p><input type="checkbox"/> はい</p>	<p><input type="checkbox"/> 電子計算機 <input type="checkbox"/> 附属装置 <input type="checkbox"/> これらの電子組立品若しくは部分品</p> <p>別紙一号(判定イ)を転記する</p> <p>別紙一号(判定ロ)を転記する</p> <p>加重最高性能値 (実効テラ演算)</p> <p>最大構成時の加重最高性能 (実効テラ演算)</p>

「注」: 「告示で定める貨物」とは「輸出令別表第3の3の規定に基づき経済産業大臣が告示で定める貨物」に該当するものをいう。

輸出令の該非判定用パラメータシート

輸出令別表第1の8の項(省令第7条第一号から第五号)

[電子計算機等](電子計算機若しくは附属装置又はこれらの電子組立品若しくは部分品)

パラメータシート
(コンピュータ・貨物)
様式: 該貨コ-8(1)

(2/2)

CISTEC 2024.09.08
(令和6年9月8日施行省令等対応)

質問事項	回答	備考
ト デジタル電子計算機の演算処理の能力を向上させるために複数のデジタル電子計算機の間でデータを転送するように設計したデジタル計算機の附属装置であって、転送されるデータの転送速度が2.0ギガバイト毎秒を超えるものか?	<input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> はい データ転送速度 (ギガバイト毎秒)
四 電子計算機であって、次のいずれかに該当するもの又はその附属装置、電子組立品若しくは部分品か?	<input type="checkbox"/> いいえ ← 五へ	<input type="checkbox"/> はい 以下の該当するものにチェックを入れること
イ シストリックアレイコンピュータ		<input type="checkbox"/> イ
ロ ニューラルコンピュータ		<input type="checkbox"/> ロ
ハ 光コンピュータ		<input type="checkbox"/> ハ
五 電子計算機若しくはその附属装置又はこれらの部分品であって、侵入プログラムの作成、指揮統制又は配信を行うように特に設計又は改造されたものか?	<input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> はい
(判定) 以上の結果、省令第7条第一号から第五号に該当するか?	<input type="checkbox"/> 非該当	<input type="checkbox"/> 該当

(注1) 備考欄の()内には数値等を記入する(数値は設計値又はカタログ、仕様書等の数値を記載する。個々の実測値ではない)。ただし、関連する機能がないかあるいは計算するまでもなく規制値に達しないと判断できる場合は記入不要。

判定

回答欄において回答が全て左欄にチェックされた場合は当該貨物が非該当であり、
枠で囲まれたものを除き、一つでも右欄にチェックされた場合は該当と判定される。

作成責任者: (作成年月日 年 月 日)

会社名

所属・役職

(フリガナ)

氏名

電話

検討の結果、以上相違ありません。

印

輸出令の該非判定用パラメータシート

輸出令別表第1の8の項(省令第7条第一号から第五号)

[電子計算機等](電子計算機若しくは附属装置又はこれらの電子組立品若しくは部分品)

貨物名: _____

メーカー名: _____

型及び等級: _____

パラメータシート
(コンピュータ・貨物)
様式: 該貨コー8(1)
(別紙一号)

(1/1)

CISTEC 2024.09.08
(令和6年9月8日施行省令等対応)

質問事項	回答		備考
(耐温度設計) イ 85度を超える温度又は零下45度より低い温度で使用することができるように設計したのか? 電子計算機であって、民生用の自動車、鉄道用の車両又は民間航空機のために設計したのか?	<input type="checkbox"/> いいえ ←(判定イ)へ	<input checked="" type="checkbox"/> はい ↓	使用温度範囲 () °C ~() °C 運用通達より
(判定イ) 以上の結果、省令第7条第一号イに該当するか?	<input type="checkbox"/> いいえ (非該当)	<input type="checkbox"/> はい (該当)	

(耐放射線設計) ロ 放射線による影響を防止するように設計したのか? 民間航空機のために設計したのか? 次のいずれかに該当するものか? (1) 全吸収線量がシリコン換算で5,000グレイを超える放射線照射に耐えられるように設計したもの (2) 吸収線量がシリコン換算で1秒間に5,000,000グレイを超える放射線照射により障害を発生しないように設計したもの (3) 単事象障害によるエラー率が1日当たり1億分の1毎ビット未満となるように設計したもの	<input type="checkbox"/> いいえ ←(判定ロ)へ	<input checked="" type="checkbox"/> はい ↓	「告示で定める貨物」 (下記「注1」参照)
	<input type="checkbox"/> はい ←(判定ロ)へ	<input checked="" type="checkbox"/> いいえ ↓	運用通達より
	<input type="checkbox"/> いいえ ←(判定ロ)へ	<input type="checkbox"/> はい ↓※	※(1)~(3)の該当するものにチェックを入れること
		<input type="checkbox"/> (1)	全吸収線量 () グレイ
		<input type="checkbox"/> (2)	吸収線量 () グレイ
		<input type="checkbox"/> (3)	エラー率 () ビット/日
(判定ロ) 以上の結果、省令第7条第一号ロに該当するか?	<input type="checkbox"/> いいえ (非該当)	<input type="checkbox"/> はい (該当)	

(注1) 「告示で定める貨物」とは「輸出令別表第3の3の規定に基づき経済産業大臣が告示で定める貨物」に該当するものをいう。

(注2) 備考欄の()内には数値等を記入する(数値は設計値又はカタログ、仕様書等の数値を記載する。個々の実測値ではない)。ただし、関連する機能がないかあるいは計算するまでもなく規制値に達しないと判断できる場合は記入不要。

判定 回答欄において各判定対象の回答が全て左欄にチェックされた場合は当該貨物が非該当であり、
 枠で囲まれたものを除き、一つでも右欄にチェックされた場合は該当と判定される。

作成責任者: (作成年月日 年 月 日)

会社名 _____

所属・役職 _____

(フリガナ)

氏名 _____ 印

電話 _____

検討の結果、以上相違ありません。

輸出令の該非判定用パラメータシート

輸出令別表第1の8の項（省令第7条第一号から第五号）

[電子計算機等]（電子計算機若しくは附属装置又はこれらの電子組立品若しくは部分品）

貨物名： _____

メーカー名： _____

型及び等級： _____

パラメータシート
(コンピュータ・貨物)
様式：該貨コー8(1)
(別紙三号)

(1/1)

CISTEC 2024.09.08
(令和6年9月8日施行省令等対応)

質問事項	回答		備考
(装置に内蔵されたデジタル電子計算機等) 次のチからヌまでのいずれかに該当するもの及びこれらの部分品か？	<input type="checkbox"/> はい 以下の該当するものにチェックを入れること	<input type="checkbox"/> いいえ ←(判定)欄へ	
チ 他の装置に内蔵されたものであって、当該装置を稼働するために必要不可欠であるもののうち、当該装置の主要な要素(価額構成比で35%を超える)でないものか？	<input type="checkbox"/> チ		主要な要素の比率 (%) (「主要な要素」算出シートにより算出する。)
リ 他の装置に内蔵されたものであって、当該装置を稼働するために必要不可欠であるもののうち、その機能が当該装置の信号処理又は画像強調に限定されているものか？	<input type="checkbox"/> リ		
ヌ 輸出令別表第1の9の項(1)から(3)まで又は(5)から(5の5)に掲げる貨物に内蔵されたものであって、当該装置を稼働するために必要不可欠であるものか？	<input type="checkbox"/> ヌ		
(判定) 以上の結果、規制除外(省令第7条第三号チからヌ)が適用できるか？	<input type="checkbox"/> はい (適用可)	<input type="checkbox"/> いいえ (適用不可)	

判定 回答欄において最上段の回答が「はい」にチェックされた場合は当該貨物に対し規制除外が適用可、「いいえ」にチェックされた場合は規制除外が適用不可と判定される。

作成責任者： (作成年月日 年 月 日)

会社名

所属・役職

(フリガナ)

氏名

印

検討の結果、以上相違ありません。

電話

輸出令の該非判定用パラメータシート

輸出令別表第1の8の項(省令第7条第六号)

[量子計算機等](量子計算機又はその電子組立品若しくは部分品)

貨物名: _____

メーカー名: _____

型及び等級: _____

パラメータシート
(コンピュータ・貨物)
様式: 該貨コ-8(2)

(1/2)

CISTEC 2024.09.08

(令和6年9月8日施行省令等対応)

質問事項	回	答	備考
<p>六 量子計算機、その電子組立品、部分品のいずれに当たるかを備考欄に記入すること。</p>			<input type="checkbox"/> 量子計算機 <input type="checkbox"/> その電子組立品 <input type="checkbox"/> これらの部分品
<p>イ 量子計算機であって、次のいずれかに該当するものか？</p>	<input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> はい ↓※	※(1)~(8)の該当するものにチェックを入れること
<p>(1) 完全に制御され、接続され、使用可能な物理量子ビットを34個以上100個未満有するもので、C-NOTエラーが0.0001以下であるもの</p>		<input type="checkbox"/> (1)	物理量子ビット数 (個) C-NOTエラー ()
<p>(2) 完全に制御され、接続され、使用可能な物理量子ビットを100個以上200個未満有するもので、C-NOTエラーが0.001以下であるもの</p>		<input type="checkbox"/> (2)	
<p>(3) 完全に制御され、接続され、使用可能な物理量子ビットを200個以上350個未満有するもので、C-NOTエラーが0.002以下であるもの</p>		<input type="checkbox"/> (3)	
<p>(4) 完全に制御され、接続され、使用可能な物理量子ビットを350個以上500個未満有するもので、C-NOTエラーが0.003以下であるもの</p>		<input type="checkbox"/> (4)	
<p>(5) 完全に制御され、接続され、使用可能な物理量子ビットを500個以上700個未満有するもので、C-NOTエラーが0.004以下であるもの</p>		<input type="checkbox"/> (5)	
<p>(6) 完全に制御され、接続され、使用可能な物理量子ビットを700個以上1,100個未満有するもので、C-NOTエラーが0.005以下であるもの</p>		<input type="checkbox"/> (6)	
<p>(7) 完全に制御され、接続され、使用可能な物理量子ビットを1,100個以上2,000個未満有するもので、C-NOTエラーが0.006以下であるもの</p>		<input type="checkbox"/> (7)	
<p>(8) 完全に制御され、接続され、使用可能な物理量子ビットを2,000個以上有するもの</p>		<input type="checkbox"/> (8)	
<p>ロ 物理量子ビットのアレイを含む量子ビットデバイス又は量子ビット回路であって、イに該当する貨物のために特に設計したもの</p>	<input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> はい	

輸出令の該非判定用パラメータシート

輸出令別表第1の8の項(省令第7条第六号)

[量子計算機等](量子計算機又はその電子組立品若しくは部分品)

パラメータシート
(コンピュータ・貨物)
様式: 該貨コ-8(2)

(2/2)

CISTEC 2024.09.08
(令和6年9月8日施行省令等対応)

質問事項	回答		備考
ハ 量子制御部品又は量子測定デバイスであって、イに該当する貨物のために特に設計したもの	<input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> はい	
(判定) 以上の結果、省令第7条第六号に該当するか?	<input type="checkbox"/> 非該当	<input type="checkbox"/> 該当	

(注1) 備考欄の()内には数値等を記入する(数値は設計値又はカタログ、仕様書等の数値を記載する。個々の実測値ではない)。ただし、関連する機能がないかあるいは計算するまでもなく規制値に達しないと判断できる場合は記入不要。

判定

回答欄において回答が全て左欄にチェックされた場合は当該貨物が非該当であり、
枠で囲まれたものを除き、一つでも右欄にチェックされた場合は該当と判定される。

作成責任者: (作成年月日 年 月 日)

会社名

所属・役職

(フリガナ)

氏名

印

電話

検討の結果、以上相違ありません。

外為令の該非判定用パラメータシート

外為令別表の8の項(1)(省令第20条第1項)

[該当電子計算機等及び量子計算機等に係る技術]

提供技術名: _____

メーカー名: _____

型及び等級: _____

パラメータシート
(コンピュータ・技術)
様式: 該役コー8(1)

(1/2)

CISTEC 2024.09.08
(令和6年9月8日施行省令等対応)

質問事項	区分	回答		備考
	(注1)			
	技	ブ		
<p>輸出令別表第1の8の項(省令第7条)に該当する貨物の設計、製造又は使用に係る技術(外為令別表の4の項に該当するものを除く。)であって、</p> <p>一 省令第7条の以下のいずれかに該当するものの設計、製造又は使用に必要な技術(プログラムを除く。)か？</p> <p>(「はい」の場合、対象貨物の該当条文番号は？) 第三号ロ(APP値70WT超) 同 ハ(APP値70WT超の機能を向上するように設計した電子組立品)</p> <p>第一号イ(耐温度設計) 同 ロ(耐放射線設計) 第三号ト(データ転送速度2.0GByte/s超の附属装置) 第四号イ(シストリックアレイコンピュータ) 同 ロ(ニューラルコンピュータ) 同 ハ(光コンピュータ)</p>	○	<input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> 設計 <input type="checkbox"/> 製造 <input type="checkbox"/> 使用 省令第7条 <input type="checkbox"/> 第三号ロ <input type="checkbox"/> 同 ハ <input type="checkbox"/> 第一号イ <input type="checkbox"/> 同 ロ <input type="checkbox"/> 第三号ト <input type="checkbox"/> 第四号イ <input type="checkbox"/> 同 ロ <input type="checkbox"/> 同 ハ	「別表2の付表2の技術」(使用に必要な技術を除く)(下記[※]参照)
<p>二 省令第7条の以下のいずれかに該当するものを設計し、若しくは製造するために設計したプログラムか？ 又は そのプログラムの設計、製造若しくは使用に必要な技術(プログラムを除く。)か？</p> <p>(「はい」の場合、対象貨物の該当条文番号は？) 第三号ロ(APP値70WT超) 同 ハ(APP値70WT超の機能を向上するように設計した電子組立品)</p> <p>第一号イ(耐温度設計) 同 ロ(耐放射線設計) 第三号ト(データ転送速度2.0GByte/s超の附属装置) 第四号イ(シストリックアレイコンピュータ) 同 ロ(ニューラルコンピュータ) 同 ハ(光コンピュータ)</p>	○	<input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> 設計 <input type="checkbox"/> 製造 <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> 設計 <input type="checkbox"/> 製造 <input type="checkbox"/> 使用 省令第7条 <input type="checkbox"/> 第三号ロ <input type="checkbox"/> 同 ハ <input type="checkbox"/> 第一号イ <input type="checkbox"/> 同 ロ <input type="checkbox"/> 第三号ト <input type="checkbox"/> 第四号イ <input type="checkbox"/> 同 ロ <input type="checkbox"/> 同 ハ	「別表2の付表2の技術」(使用に必要な技術を除く)(下記[※]参照)

[※]「別表2の付表2の技術」とは、「輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等について」の別表2の付表2に掲げられた技術をいう。

外為令の該非判定用パラメータシート

外為令別表の8の項(1)(省令第20条第1項)

[該当電子計算機等及び量子計算機等に係る技術]

パラメータシート
(コンピュータ・技術)
様式: 該役コー8(1)

(2/2)

CISTEC 2024.09.08

(令和6年9月8日施行省令等対応)

質問事項	区分 (注1)		回答		備考
	技	プ			
《一号、二号関連》 省令第7条第五号(侵入プログラム関連貨物)に該当する貨物の設計、製造又は使用に係る技術か？	○	○	<input type="checkbox"/> いいえ ←三へ	<input checked="" type="checkbox"/> はい ↓	
※「様式: 該役コー8(1)(別紙)」を用いて判定を行い、その判定欄の内容を右の回答欄へ転記すること。	○	○	<input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> はい	
三 第7条第六号の以下に該当するものの設計又は製造に必要な技術(プログラムを除く。)か？ (「はい」の場合、対象貨物の該当条文番号は?) 第六号ロ (物理量子ビットのアレイを含む量子ビットデバイス又は量子ビット回路) 同 ハ (量子制御部品又は量子測定デバイス)	○		<input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> 設計 <input type="checkbox"/> 製造 省令第7条 <input type="checkbox"/> 第六号ロ <input type="checkbox"/> 第六号ハ	「別表2の付表2の技術」(下記[*]参照)
四 第7条第六号の以下に該当するものを設計し、若しくは製造するために設計したプログラムか？ 又は そのプログラムの設計、製造若しくは使用に必要な技術(プログラムを除く。)か？ (上記のどちらか、又は両方が「はい」の場合、対象貨物の該当条文番号は?) 第六号ロ (物理量子ビットのアレイを含む量子ビットデバイス又は量子ビット回路) 同 ハ (量子制御部品又は量子測定デバイス)	○	○	<input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> 設計 <input type="checkbox"/> 製造	「別表2の付表2の技術」(下記[*]参照)
	○		<input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> 設計 <input type="checkbox"/> 製造 <input type="checkbox"/> 使用 省令第7条 <input type="checkbox"/> 第六号ロ <input type="checkbox"/> 第六号ハ	「別表2の付表2の技術」(下記[*]参照)
(判定)以上の結果、省令第20条第1項に該当するか？			<input type="checkbox"/> 非該当	<input type="checkbox"/> 該当	

[*]「別表2の付表2の技術」とは、「輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等について」の別表2の付表2に掲げられた技術をいう。

(注1) 区分欄の「技」は技術(プログラムを除く。), 「プ」はプログラムを指し、技術のみの判定の場合は「技」のみを、プログラムのみの判定の場合は「プ」のみをチェックする。

(注2) APP:加重最高性能, WT:実効テラ演算, GByte/s:ギガバイト毎秒

判定 回答欄において回答が全て左欄にチェックされた場合は当該技術(プログラムを含む)が非該当であり、
 枠で囲まれたものを除き、一つでも右欄にチェックされた場合は該当と判定される

作成責任者: (作成年月日 年 月 日)

会社名

所属・役職

(フリガナ)

氏名

印

検討の結果、以上相違ありません。

電話

外為令の該非判定用パラメータシート
外為令別表の8の項(1)(省令第20条第1項)
[侵入プログラム関連貨物に係る技術]

提供技術名 : _____
メーカー名 : _____
型及び等級 : _____

パラメータシート
(コンピュータ・技術)
様式: 該役コー8(1)(別紙) (1/1)

CISTEC 2024.09.08
(令和6年9月8日施行省令等対応)

質問事項	区分 (注1)		回答	備考
	技	プ		
《プログラム》 二 省令第7条第五号(侵入プログラム関連貨物)に該当する貨物を設計し、若しくは製造するために設計したプログラムか？	○		<input type="checkbox"/> いいえ ↓ <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> 設計 <input type="checkbox"/> 製造	
《技術》 セキュリティの脆弱性の開示に係るもの又はサイバー攻撃の対応に係るものか？	○		<input type="checkbox"/> はい ←(判定)欄へ ↓ <input checked="" type="checkbox"/> いいえ	
一 省令第7条第五号(侵入プログラム関連貨物)に該当する貨物の設計、製造又は使用に必要な技術(プログラムを除く。)か？	○		<input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> 設計 <input type="checkbox"/> 製造 <input type="checkbox"/> 使用	
二 省令第7条第五号(侵入プログラム関連貨物)に該当する貨物を設計し、若しくは製造するために設計したプログラムの設計、製造若しくは使用に必要な技術(プログラムを除く。)か？	○		<input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> 設計 <input type="checkbox"/> 製造 <input type="checkbox"/> 使用	
(判定) 以上の結果、侵入プログラム関連貨物に係る技術として省令第20条第1項に該当するか？			<input type="checkbox"/> いいえ (非該当) <input type="checkbox"/> はい (該当)	

(注1) 区分欄の「技」は技術(プログラムを除く。), 「プ」はプログラムを指し、技術のみの判定の場合は「技」のみを、プログラムのみの判定の場合は「プ」のみをチェックする。

判定 回答欄において回答が全て左欄にチェックされた場合は当該技術(プログラムを含む)が非該当であり、
 枠で囲まれたものを除き、一つでも右欄にチェックされた場合は該当と判定される

作成責任者 : (作成年月日 年 月 日)

会社名

所属・役職

(フリガナ)

氏名

電話

検討の結果、以上相違ありません。

印

外為令の該非判定用パラメータシート
 外為令別表の8の項(2)(省令第20条第2項)
 [非該当電子計算機等に係る技術]

提供技術名 : _____
 メーカー名 : _____
 型及び等級 : _____

パラメータシート
 (コンピュータ・技術)
 様式: 該役コー8(2)

(1/2)

CISTEC 2024.09.08
 (令和6年9月8日施行省令等対応)

質問事項	区分	回答		備考
	(注1)			
	技	ブ		
電子計算機若しくはその附属装置又はこれらの電子組立品若しくは部分品の設計、製造又は使用に係る技術(外為令別表の8の項(1)、4の項に該当するものを除く。)であって、				
一 加重最高性能が24実効テラ演算超～70実効テラ演算以下のデジタル電子計算機の設計又は製造に必要な技術(プログラムを除く。)か？	○	<input type="checkbox"/> いいえ ← 二へ	<input type="checkbox"/> はい ↓ <input type="checkbox"/> 設計 <input type="checkbox"/> 製造	「別表2の付表2の技術」(下記[*]参照)
二 デジタル電子計算機の機能を向上するように設計した電子組立品であって、計算要素を集合させることにより、加重最高性能が24実効テラ演算超～70実効テラ演算以下になるものに該当するものの設計又は製造に必要な技術(プログラムを除く。)か？	○	<input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> 設計 <input type="checkbox"/> 製造	「別表2の付表2の技術」(下記[*]参照)
三 加重最高性能が24実効テラ演算超～70実効テラ演算以下のデジタル電子計算機を設計し、若しくは製造するために設計したプログラムか？	○	<input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> 設計 <input type="checkbox"/> 製造	「別表2の付表2の技術」(下記[*]参照)
又はそのプログラムの設計若しくは製造に必要な技術(プログラムを除く。)か？	○	<input type="checkbox"/> いいえ ← 四へ	<input type="checkbox"/> はい ↓ <input type="checkbox"/> 設計 <input type="checkbox"/> 製造	「別表2の付表2の技術」(下記[*]参照)
四 上記第三号のプログラムの使用に必要な技術(プログラムを除く。)か？	○	<input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> はい	

[*]「別表2の付表2の技術」とは、「輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等について」の別表2の付表2に掲げられた技術をいう。

外為令の該非判定用パラメータシート
外為令別表の8の項(2)(省令第20条第2項)
[非該当電子計算機等に係る技術]

パラメータシート
(コンピュータ・技術)
様式: 該役コー8(2)

(2/2)

CISTEC 2024.09.08
(令和6年9月8日施行省令等対応)

質問事項	区分 (注1)		回答		備考
	技	プ			
五 デジタル電子計算機の機能を向上するように設計した電子組立品であって、計算要素を集合させることにより、加重最高性能が24実効テラ演算超～70実効テラ演算以下になるものを設計し、若しくは製造するために設計したプログラムか？ 又は そのプログラムの設計、製造若しくは使用に必要な技術(プログラムを除く。)か？ 《六号、七号関連》 侵入プログラムに係る技術か？ 情報システムのセキュリティの維持を目的とするものであって、サイバー攻撃に関する情報の収集、調査、解析、対策、防御又は予防のためのものか？ * 「様式: 該役コー8(2)(別紙)」を用いて判定を行い、その判定欄の内容を右の回答欄へ転記すること。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> 設計 <input type="checkbox"/> 製造	「別表2の付表2の技術」(下記[※]参照)
	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> 設計 <input type="checkbox"/> 製造 <input type="checkbox"/> 使用	「別表2の付表2の技術」(下記[※]参照)
	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="checkbox"/> いいえ ←(判定)欄へ	<input checked="" type="checkbox"/> はい ↓	
	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="checkbox"/> はい ←(判定)欄へ	<input checked="" type="checkbox"/> いいえ ↓	役務通達より
	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> はい	
(判定)以上の結果、省令第20条第2項に該当するか？			<input type="checkbox"/> 非該当	<input type="checkbox"/> 該当	

[※]「別表2の付表2の技術」とは、「輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等について」の別表2の付表2に掲げられた技術をいう。

(注1) 区分欄の「技」は技術(プログラムを除く。), 「プ」はプログラムを指し、技術のみの判定の場合は「技」のみを、プログラムのみの判定の場合は「プ」のみをチェックする。

判定

回答欄において回答が全て左欄にチェックされた場合は当該技術(プログラムを含む)が非該当であり、
枠で囲まれたものを除き、一つでも右欄にチェックされた場合は該当と判定される

作成責任者: (作成年月日 年 月 日)

会社名

所属・役職

(フリガナ)

氏名

電話

検討の結果、以上相違ありません。

印

外為令の該非判定用パラメータシート
外為令別表の8の項(2)(省令第20条第2項)
[侵入プログラムに係る技術]

提供技術名 : _____
メーカー名 : _____
型及び等級 : _____

パラメータシート
(コンピュータ・技術)
様式:該役コー8(2)(別紙)

(1/1)

CISTEC 2024.09.08
(令和6年9月8日施行省令等対応)

質問事項	区分 (注1)		回答		備考
	技	プ			
《プログラム》 プログラムの更新又は改良を行うために特に設計したものであって、これを受け取るシステムの所有者又は管理者の許可を得た場合にのみ動作するものうち、更新又は改良されるプログラムを本号に該当するプログラム又は侵入プログラムに変更しないように設計したプログラムか？	○		<input type="checkbox"/> はい ←《技術》へ	<input checked="" type="checkbox"/> いいえ ↓	
六 侵入プログラムの作成、指揮統制又は配信を行うように設計若しくは改造されたプログラムか？	○		<input type="checkbox"/> いいえ ↓	<input type="checkbox"/> はい ↓	
《技術》 セキュリティの脆弱性の開示に係るもの又はサイバー攻撃の対応に係るものか？	○		<input type="checkbox"/> はい ←(判定)欄へ	<input checked="" type="checkbox"/> いいえ ↓	
六 侵入プログラムの作成、指揮統制又は配信を行うように設計若しくは改造されたプログラムの設計、製造若しくは使用に必要な技術(プログラムを除く。)か？	○		<input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> 設計 <input type="checkbox"/> 製造 <input type="checkbox"/> 使用	
七 侵入プログラムの設計に必要な技術(プログラムを除く。)か？	○		<input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> はい	
(判定) 以上の結果、侵入プログラムに係る技術として省令第20条第2項に該当するか？			<input type="checkbox"/> いいえ (非該当)	<input type="checkbox"/> はい (該当)	

(注1) 区分欄の「技」は技術(プログラムを除く。),「プ」はプログラムを指し、技術のみの判定の場合は「技」のみを、プログラムのみの判定の場合は「プ」のみをチェックする。

判定 回答欄において回答が全て左欄にチェックされた場合は当該技術(プログラムを含む)が非該当であり、
 枠で囲まれたものを除き、一つでも右欄にチェックされた場合は該当と判定される

作成責任者 : (作成年月日 年 月 日)

会社名 _____

所属・役職 _____

(フリガナ)

氏名 _____

電話 _____

検討の結果、以上相違ありません。

印 _____

<運用通達における輸出令別表第1の8の項の解釈>

輸出令別表第1中解釈を要する語	解 釈	
電子組立品	<p>6の「電子組立品」の解釈に同じ。</p> <p>* 参考:6の「電子組立品」 複数の回路素子、個別部品又は集積回路等の電子部品を特定の機能を行うように相互接続したものであって、一体として交換可能であり、かつ、分解することが可能なものをいう。</p>	
部分品		他の用途に用いることができるものを除く。
85度を超える温度又は零下45度より低い温度で使用することができるように設計したもの		電子計算機であって、民生用の自動車、鉄道用の車両又は民間航空機のために設計したものを除く。
貨物等省令第7条第一号口中の放射線による影響を防止するよう設計したもの		電子計算機であって、民間航空機のために設計したものを除く。
デジタル電子計算機	<p>次のイからニまでに該当するものをいう。</p> <p>イ 1個以上のデジタルデータを入力することができるもの</p> <p>ロ デジタルデータ又は命令を固定若しくは可変(書換え可能)記憶装置に記憶することができるもの</p> <p>ハ 記憶装置に蓄積した変更することができる命令列によりデジタルデータを処理することができるもの(記憶装置に蓄積した命令列の変更は、固定記憶の差換えを含むが、配線及び接続の物理的変更は除く。)</p> <p>ニ デジタルデータを出力することができるもの</p>	
加重最高性能	<p>加重最高性能(APP)は、64ビット以上の浮動小数点加算と乗算を実行するデジタル電子計算機に適用される加重された最高性能である。</p> <p>算出方法で使用する略語を次に示す。 n: デジタル電子計算機のプロセッサ数 i: プロセッサ番号(1, ..., n) t_i: プロセッサのサイクル時間($t_i = 1/F_i$) F_i: プロセッサ周波数 R_i: 最高浮動小数点演算速度 W_i: アーキテクチャ加重係数</p> <p>APPは、1秒間に実行される浮動小数点演算を1兆回単位に示したものに加重係数を乗じたもの(WT: Weighted TeraFLOPS)として示される。</p>	

	<p>APPの算出方法の概要は、次の通り。</p> <p>1 それぞれのプロセッサに対して、デジタル電子計算機のそれぞれのプロセッサでサイクル毎に実行される、64ビット以上の浮動小数点演算(FPO_i)の最高数を決定する。</p> <p>注 FPOの決定にあたっては、64ビット以上の浮動小数点加算命令と乗算命令のみを含める。全ての浮動小数点演算はプロセッササイクル毎の演算で示されなければならない。複数サイクルを要求する演算は、サイクル数で除した結果をもって示して良い。64ビット以上の浮動小数点オペランド計算を実行する機能を有しないプロセッサに対しては、実効演算速度Rは0である。</p> <p>2 それぞれのプロセッサに対して、$R_i = FPO_i / t_i$により浮動小数点演算速度Rを算出する。</p> <p>3 APPを次のように算出する。 $APP = W_1 \times R_1 + W_2 \times R_2 + \dots + W_n \times R_n$</p> <p>4 ベクトルプロセッサに対しては$W_i = 0.9$、非ベクトルプロセッサに対しては$W_i = 0.3$とする。</p> <p>注1 乗加算器のように一つのサイクルで混合演算処理を行うプロセッサでは、各々の演算を算出する。</p> <p>注2 パイプラインプロセッサに対しては、実効演算速度Rは、完全パイプライン速度と非パイプライン速度とを比較して速い方のパイプライン速度を採用する。</p> <p>注3 それぞれのプロセッサの演算速度Rは、複合体のAPPが算出される前に理論上可能な最高値で算出されること。電子計算機の製造業者が、電子計算機のマニュアル又はパンフレットで同時又は並行の動作又は実行を公表している場合には、同時動作があるものとみなす。</p>
--	--

	<p>注4 APPの算出に際しては、入出力機能及び周辺機能(例、ディスク駆動装置、通信制御装置及び表示装置)に限られたプロセッサは含めない。</p> <p>注5 ローカルエリアネットワーク、ワイドエリアネットワーク、入出力装置を共有するための接続(内部接続を含む)装置、入出力制御装置、その他あらゆるソフトウェアで実現されている通信接続装置により接続されている場合、プロセッサの組合せとしてAPPを算出する必要はない。</p> <p>注6 集合体で性能を向上するように特別に設計されたものであって、同時動作が可能であり、かつ、記憶装置を共有するプロセッサを含むプロセッサの組合せについては、APPを算出しなければならない。</p> <p>注 1)集積回路のダイに対しては、同じダイ上にある全てのプロセッサ及びアクセラレータであって、同時に動作するものをAPP算出の対象としなければならない。</p> <p>2)プロセッサの組合せが記憶装置を共有するとは、任意のプロセッサが、いかなるソフトウェアの機構の関与なしに、キャッシュラインやメモリワードでのハードウェア伝送を介してシステム内の任意のメモリロケーションにアクセス可能な時をいう。なお、貨物等省令第7条第三号ハに該当するデジタル電子計算機の機能を向上するように設計した電子組立品を使用することにより実現するものを含む。</p> <p>注7 ベクトルプロセッサは、浮動小数点ベクトル(64ビット以上のデータの一次元配列)において多重処理を同時に実行する組み込まれた命令群を持ったプロセッサであって、少なくとも2つのベクトル機能部を有し、かつ、それぞれについて少なくとも64の要素を持つ少なくとも8つのベクトルレジスタを有するものと定義する。</p>
--	--

<p>デジタル電子計算機の演算処理の能力を向上させるために複数のデジタル電子計算機の間でデータを転送するように設計した、デジタル電子計算機の附属装置</p>	<p>デジタル電子計算機の演算処理の能力を向上させるために特別に設計されたものをいう。</p> <p>デジタル電子計算機に使用されているバックプレーン接続装置、バス接続装置、受動的なデータ転送の接続装置、ローカルエリアネットワーク用の装置(注1)若しくは通信制御装置(注2)を除く。</p> <p>注1 : 伝送のために送信権の制御を行い、全体が同一の伝送速度で動作する共通の媒体を用いる分散された交換網への物理的インターフェースをいう。</p> <p>注2 : 同期又は非同期のデジタル信号の流れを制御する通信網への物理的インターフェースをいう。(ワイドエリアネットワーク用の通信回線インターフェース部分を含む。)</p>
<p>データの転送速度</p>	<p>1リンク当りの一方向のデータ転送速度をいう。</p>
<p>貨物等省令第7条第三号中のデジタル電子計算機の機能を向上するように設計した電子組立品</p>	<p>データの処理能力を向上させるために増設するものであって、計算要素を実装できるように設計されたものをいう。装置に組み込まれていない状態で出荷され、その接続がプログラムで制御される電子組立品に限り、貨物等省令第7条第三号ハが適用される。</p>
<p>計算要素</p>	<p>算術演算又は論理演算の結果を出す最小の要素をいう。</p>
<p>主要な要素</p>	<p>他の装置に内蔵されている電子計算機又は附属装置の購入価額が当該装置の販売価額の35%を超えることをいう。</p>
<p>信号処理</p>	<p>7の「信号処理」の解釈に同じ。</p> <p>* 参考:7の「信号処理」 外部からの情報を伝送する信号を処理することであって、高速フーリエ変換、ウォルシュ変換その他の領域間の変換、時間圧縮、フィルター処理、抽出、選択、相関、たたみ込みその他これらに類するアルゴリズムを用いることをいう。</p>

<p>画像強調機能</p>	<p>外部からの情報を伝送する画像を処理する機能であって、高速フーリエ変換、ウォルシュ変換その他の領域間の変換、時間圧縮、フィルタ処理、抽出、選択、相関、たたみ込みその他これらに類するアルゴリズムを用いるもの(単独の画面について平行移動、特徴抽出、登録又は色分けのアルゴリズム(線形型又は回転型のものに限る。)のみを用いるものを除く。)をいう。</p>
<p>シストリックアレイコンピュータ</p>	<p>データの流れ又は変更が利用者によって、ロジックゲートのレベルで動的に制御可能な計算機をいう。</p>
<p>ニューラルコンピュータ</p>	<p>ニューロン(神経細胞又は神経突起)又はその集合体の作用を模擬するように設計又は設計変更された演算装置をいう。すなわち、以前のデータに基づいて多数の演算構成要素間の相互接続の重み付け及び数を調節できるハードウェアの能力によって、特徴付けられる演算装置を指す。</p>
<p>光コンピュータ</p>	<p>データ表現のために光を用いるように設計又は設計変更されている計算機であって、かつ、その演算論理素子が直接光学デバイスに結合しているものをいう。</p>

<p>侵入プログラム</p>	<p>電子計算機又は電子計算機又は電気通信回線に接続する機能を有する機器の監視ツールによる検出を回避し、又は防御手段を無効化するように設計又は改造されたプログラムであって、次のいずれかの操作を実行するものをいう。</p> <p>イ 電子計算機又は電気通信回線に接続する機能を有する機器からデータ又は情報の抽出を行うこと、若しくはシステムや利用者のデータを変更すること</p> <p>ロ 外部からの命令の実行を可能とするために、プログラム又はプロセスの標準的な実行パスを改造すること</p> <p>注1. 電気通信回線に接続する機能を有する機器には、モバイル機器、スマートメータを含む。</p> <p>注2. 監視ツールとは、装置のシステム動作又はプロセスを監視するプログラム又は装置をいう。これには、アンチウイルス(AV)製品、エンドポイントセキュリティ製品、パーソナルセキュリティ製品(PSP)、侵入検知システム(IDS)、侵入防止システム(IPS)又はファイアーウォールを含む。</p> <p>注3. 防御手段とは、データ実行防止(DEP)、アドレス空間配置のランダム化(ASLR)、サンドボックス等のコード実行の安全性を保證するために設計された技術をいう。</p>	
		<p>ハイパーバイザー、デバッグ、ソフトウェアリバースエンジニアリング(SRE)ツール、デジタル著作権管理(DRM)システムのプログラム、資産の追跡又は回復のために製造者、管理者又は利用者によってインストールされるように設計されたプログラムを除く。</p>
<p>貨物等省令第7条第六号中の量子計算機</p>	<p>量子ビットを物理的に含むとは限らない。例えば、光量子計算機には、量子ビットとして識別可能な物理的なものが永続的に含まれるわけではない。その代わりに、光量子ビットは、計算機が動作している間に生成され、後に破棄される。</p>	
	<p>回路モデル(又はゲートベース)及び一方向(又は測定ベース)の量子計算機を含む。</p>	<p>断熱量子計算方式(又は量子アニーリング方式)に基づく量子計算機を除く。</p>
<p>貨物等省令第7条第六号中の電子組立品</p>	<p>6の「電子組立品」の解釈に同じ。</p> <p>* 参考:6の「電子組立品」 複数の回路素子、個別部品又は集積回路等の電子部品を特定の機能を行うように相互接続したものであって、一体として交換可能であり、かつ、分解することが可能なものをいう。</p>	

<p>貨物等省令第7条第六号中の完全に制御され</p>	<p>物理量子ビットを必要に応じて校正、初期化、ゲート操作、及び読み出しできることをいう。</p>	
<p>貨物等省令第7条第六号中の接続され</p>	<p>2量子ビットゲート操作が、利用可能で使用可能な任意の物理量子ビット対の間で実行できることをいう。これは、必ずしも、量子ビットの全結合を必要としない。</p>	
<p>貨物等省令第7条第六号中の使用可能な</p>	<p>物理量子ビットが量子ビットの動作を忠実に実行するために、システム仕様を満たす万能な量子計算処理を実行することをいう。</p>	
<p>貨物等省令第7条第六号中の物理量子ビット</p>	<p>エラー訂正されない操作や測定による、量子論理の基本単位を表現するために使用される二準位系の量子系をいう。論理量子ビットは、物理量子ビットとは異なり、多数の物理量子ビットで構成されるエラー訂正された量子ビットである。</p>	
<p>貨物等省令第7条第六号イ中の完全に制御され、接続され、使用可能な物理量子ビットを有するもの</p>	<p>貨物等省令第7条第六号イにおいて「～個以上」と規定される数以上の物理量子ビットに具体化された量子情報を閉じ込め、制御、測定し、処理できるものをいう。</p>	
<p>貨物等省令第7条第六号イ中のC—NOTエラー</p>	<p>最近接の2つの物理量子ビットに制御ノットC—NOT ゲート操作を実行した際の平均物理ゲートエラー率をいう。</p>	
<p>貨物等省令第7条第六号ロ中の量子ビットデバイス又は量子ビット回路</p>	<p>半導体量子チップ、半導体量子チップアレイ、超電導量子チップ、超電導量子チップアレイ、光量子チップ、光量子チップアレイ若しくは表面イオントラップアレイその他の量子ビット閉じ込め技術を用いたもの又はこれらの間のコヒーレントな相互接続を実現するためのものを含む。</p>	
<p>貨物等省令第7条第六号ハ中の量子制御部品又は量子測定デバイス</p>	<p>量子計算機内の量子ビットを校正、初期化、操作又は測定するために設計されたものをいう。</p>	
<p>貨物等省令第7条に掲げる貨物</p>		<p>次のいずれかに該当するものを除く。 イ 医療用に設計された装置 ロ 医療用に設計された装置に組み込まれたもの</p>

<役務通達における外為令別表の8の項の解釈>

外為令別表中解釈を要する語	解 釈
必要な技術	<p>5の「必要な技術」の解釈に同じ。</p> <p>* 参考:5の「必要な技術」 規制の性能レベル、特性若しくは機能に到達し又はこれらを超えるために必要な技術をいう。 注: 例えば、400MHz以上で動作するものが規制対象となる貨物の種類をXとする。この場合、製造技術A、B、Cによって製造される製品Xの性能が最高でも399MHzまでのものではない(A、B、Cは、製品Xに関して規制レベルを超えるために必要な技術ではない(A、B、Cは「必要な技術以外の情報」)。しかし、製造者が上記の技術A、B、Cに加えて、D、Eという技術を用いることにより400MHz以上で動作する製品を製造できる場合、D、Eは規制レベルの製品の製造に必要な技術として規制される。 なお、この技術D、Eは、輸出令別表第1非該当貨物の製造に使用する場合であっても規制対象技術であり、許可の対象になる。</p>
加重最高性能	<p>加重最高性能(APP)は、64ビット以上の浮動小数点加算と乗算を実行するデジタル電子計算機に適用される加重された最高性能である。</p> <p>算出方法で使用する略語を次に示す。 n: デジタル電子計算機のプロセッサ数 i: プロセッサ番号(1, ..., n) t_i: プロセッサのサイクル時間(t_i=1/F_i) F_i: プロセッサ周波数 R_i: 最高浮動小数点演算速度 W_i: アーキテクチャ加重係数 APPは、1秒間に実行される浮動小数点演算を1兆回単位に示したものに加重係数を乗じたもの(WT: Weighted TeraFLOPS)として示される。</p>

ワッセナーアレンジメント上の用語(参考)

- セキュリティの脆弱性の開示に係るもの ⇒ vulnerability disclosure
- サイバー攻撃の対応に係るもの ⇒ cyber incident response

	<p>APPの算出方法の概要は、次の通り。</p> <ol style="list-style-type: none">1 それぞれのプロセッサに対して、デジタル電子計算機のそれぞれのプロセッサでサイクル毎に実行される、64ビット以上の浮動小数点演算(FPO_i)の最高数を決定する。 <p>注 FPOの決定にあたっては、64ビット以上の浮動小数点加算命令と乗算命令のみを含める。全ての浮動小数点演算はプロセッササイクル毎の演算で示されなければならない。複数サイクルを要求する演算は、サイクル数で除した結果をもって示して良い。64ビット以上の浮動小数点オペランド計算を実行する機能を有しないプロセッサに対しては、実効演算速度Rは0である。</p> <ol style="list-style-type: none">2 それぞれのプロセッサに対して、$R_i = FPO_i / t_i$により浮動小数点演算速度Rを算出する。3 APPを次のように算出する。 $APP = W_1 \times R_1 + W_2 \times R_2 + \dots + W_n \times R_n$4 ベクトルプロセッサに対しては$W_i = 0.9$、非ベクトルプロセッサに対しては$W_i = 0.3$とする。 <p>注1 乗加算器のように一つのサイクルで混合演算処理を行うプロセッサでは、各々の演算を算出する。</p> <p>注2 パイプラインプロセッサに対しては、実効演算速度Rは、完全パイプライン速度と非パイプライン速度とを比較して速い方のパイプライン速度を採用する。</p> <p>注3 それぞれのプロセッサの演算速度Rは、複合体のAPPが算出される前に理論上可能な最高値で算出されること。電子計算機の製造業者が、電子計算機のマニュアル又はパンフレットで同時又は並行の動作又は実行を公表している場合には、同時動作があるものとみなす。</p> <p>注4 APPの算出に際しては、入出力機能及び周辺機能(例. ディスク駆動装置、通信制御装置及び表示装置)に限られたプロセッサは含めない。</p>
--	---

	<p>注5 ローカルエリアネットワーク、ワイドエリアネットワーク、入出力装置を共有するための接続(内部接続を含む)装置、入出力制御装置、その他あらゆるソフトウェアで実現されている通信接続装置により接続されている場合、プロセッサの組合せとしてAPPを算出する必要はない。</p> <p>注6 集合体で性能を向上するように特別に設計されたものであって、同時動作が可能であり、かつ、記憶装置を共有するプロセッサを含むプロセッサの組合せについては、APPを算出しなければならない。 注 1)集積回路のダイに対しては、同じダイ上にある全てのプロセッサ及びアクセラレータであって、同時に動作するものをAPP算出の対象としなければならない。</p> <p>2)プロセッサの組合せが記憶装置を共有するとは、任意のプロセッサが、いかなるソフトウェアの機構の関与なしに、キャッシュラインやメモリワードでのハードウェア伝送を介してシステム内の任意のメモリロケーションにアクセス可能な時をいう。なお、貨物等省令第7条第三号ハに該当するデジタル電子計算機の機能を向上するように設計した電子組立品を使用することにより実現するものを含む。</p> <p>注7 ベクトルプロセッサは、浮動小数点ベクトル(64ビット以上のデータの一次元配列)において多重処理を同時に実行する組み込まれた命令群を持ったプロセッサであって、少なくとも2つのベクトル機能部を有し、かつ、それぞれについて少なくとも64の要素を持つ少なくとも8つのベクトルレジスタを有するものと定義する。</p>
電子組立品	<p>複数の回路素子、個別部品又は集積回路等の電子部品を特定の機能を行うように相互接続したものであって、一体として交換可能であり、かつ、分解することが可能なものをいう。</p>
セキュリティの脆弱性の開示に係るもの	<p>脆弱性を解決する目的のプロセスであって、脆弱性を特定するもの、報告するもの、対策を行う若しくは調整する責任がある個人若しくは組織に伝達するもの又はこれらの個人若しくは組織と分析するものをいう。</p>
サイバー攻撃の対応に係るもの	<p>サイバーセキュリティ攻撃に対処するために必要なサイバーセキュリティ攻撃に関する情報を、対策を行う若しくは調整する責任がある個人若しくは組織と交換するプロセスをいう。</p>

<p>侵入プログラム</p>	<p>電子計算機又は電子計算機又は電気通信回線に接続する機能を有する機器の監視ツールによる検出を回避し、又は防御手段を無効化するように設計又は改造されたプログラムであって、次のいずれかの操作を実行するものをいう。</p> <p>イ 電子計算機又は電気通信回線に接続する機能を有する機器からデータ又は情報の抽出を行うこと、若しくはシステムや利用者のデータを変更すること</p> <p>ロ 外部からの命令の実行を可能とするために、プログラム又はプロセスの標準的な実行パスを改造すること</p> <p>注1. 電気通信回線に接続する機能を有する機器には、モバイル機器、スマートメータを含む。</p> <p>注2. 監視ツールとは、装置のシステム動作又はプロセスを監視するプログラム又は装置をいう。これには、アンチウイルス(AV)製品、エンドポイントセキュリティ製品、パーソナルセキュリティ製品(PSP)、侵入検知システム(IDS)、侵入防止システム(IPS)又はファイヤーウォールを含む。</p> <p>注3. 防御手段とは、データ実行防止(DEP)、アドレス空間配置のランダム化(ASLR)、サンドボックス等のコード実行の安全性を保証するために設計された技術をいう。</p>	<p>ハイパーバイザー、デバッガ、ソフトウェアリバースエンジニアリング(SRE)ツール、デジタル著作権管理(DRM)システムのプログラム、資産の追跡又は回復のために製造者、管理者又は利用者によってインストールされるように設計されたプログラムを除く。</p>
<p>貨物等省令第20条第2項第六号中のプログラム及び技術並びに同項第七号中の技術</p>		<p>情報システムのセキュリティの維持を目的とするものであって、サイバー攻撃に関する情報の収集、調査、解析、対策、防御又は予防のためのものを除く。</p>
<p>貨物等省令第20条に掲げる技術</p>		<p>医療用に設計された装置に組み込まれたプログラムを除く。</p>